

未利用口座管理手数料規定

第1条（本規定の適用）

この規定は普通預金口座（総合口座・決済用預金口座・スマート通帳を含みます。）取引に適用されます。

第2条（未利用口座となる口座）

最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の受け取りおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座・決済用預金口座・スマート通帳を含みます。）を未利用口座としてお取り扱いします。

第3条（未利用口座管理手数料）

- (1) お客さまの預金口座が未利用口座の対象予定となった場合、事前に文書にて、未利用口座管理手数料の金額および引落日等をお届けの住所に通知します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知から未利用口座管理手数料引落日の前日までにお預入れまたは払戻しがない場合は、当行所定の未利用口座管理手数料を引き落としします。
- (3) 未利用口座管理手数料は、通帳・払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引き落としします。
- (4) 第2項にかかわらず、以下のいずれかに該当する口座は未利用口座管理手数料の対象外とします。
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②未利用口座の取引店において定期預金・積立定期預金・定期積金・譲渡性預金・野村証券金融商品仲介・外貨預金の取引がある場合
 - ③未利用口座の取引店において融資取引がある場合
 - ④その他当行が定める所定の場合

第4条（口座の自動解約）

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当行所定の方法により、自動解約することができるものとします。この場合、お客さまは未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。
- (2) 前項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条（未利用口座管理手数料の返却等）

- (1) 引き落とし済の未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (2) 解約した口座の再利用の求めには応じられません。

第6条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

附 則

未利用期間の算定開始となる基準日（未利用期間の起算日）は、口座を開設した時期に応じて次のとおりとします。

1. 2021年3月31日以前に開設された口座

2022年4月1日または最終ご利用日のいずれか遅い方

2. 2021年4月1日以降に開設された口座

最終ご利用日

以上

(2024年1月22日現在)